

## 鳥取県青少年問題協議会運営要綱の改正案について

令和5年10月23日  
子ども家庭部家庭支援課

鳥取県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営等について定める「鳥取県青少年問題協議会運営要綱」を次のとおり改正するもの。

## 1 改正案の概要

鳥取県青少年問題協議会設置条例により協議会に置くことができる専門委員について、新たに学識経験者及び報道関係者を加える。（第4条）

○鳥取県青少年問題協議会設置条例

（専門委員）

第6条 協議会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門事項に関する学識経験がある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## 2 改正理由

有害図書類指定審査部会（以下「部会」という。）について、有害図書類を取り巻く昨今の環境変化を踏まえ、さらに多様な有識者の意見を部会に反映させるため、学識経験者及び報道関係者を専門委員に加える。

## 3 改正案

## 鳥取県青少年問題協議会運営要綱改正案 新旧対照表

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改正後	改正前
<p>（専門委員）</p> <p>第4条 設置条例第6条に定める専門委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。</p> <p>（1）司書を代表する者</p> <p>（2）表現者を代表する者</p> <p>（3）鳥取県書店商業組合を代表する者</p> <p>（4）児童の保護者を代表する者</p> <p>（5）鳥取県青少年健全育成指導員等連絡協議会を代表する者</p> <p><u>（6）学識経験者</u></p> <p><u>（7）報道関係者</u></p> <p><u>（8）県民からの公募による者</u></p>	<p>（専門委員）</p> <p>第4条 設置条例第6条に定める専門委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。</p> <p>（1）司書を代表する者</p> <p>（2）表現者を代表する者</p> <p>（3）鳥取県書店商業組合を代表する者</p> <p>（4）児童の保護者を代表する者</p> <p>（5）鳥取県青少年健全育成指導員等連絡協議会を代表する者</p> <p><u>（6）県民からの公募による者</u></p>

## 附 則

この改正は、令和5年10月23日から施行する。